

鳥獣保護とその生息地の保護に特に必要な**村山山口鳥獣保護区特別保護地区**の指定が10月末に期限

概 要

- 指定場所 東京都西多摩郡瑞穂町、武蔵村山市
- 面 積 136ヘクタール
- 更新期間 R8年11月1日～R28年10月31日(20年間)
- 根拠法令 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項
- 指定目的（地区の特色）
 - ・ 村山山口貯水池に隣接するアカマツ、ヒノキ等の針葉樹林とコナラ、エゴノキなどの広葉樹林で構成される**貯水池林**
 - ・ オオタカやハイタカをはじめ多くの**野鳥の生息地**として特に重要
- 指定による制限
区域内は狩猟・開発行為禁止



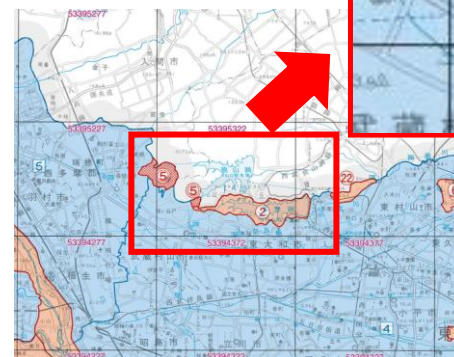
オオタカ

○保護に関する方針

- ・ 鳥獣の生息に必要な自然環境を保全
- ・ 生息及び繁殖する**多様な野生鳥獣の保護を図る**
- ・ 指定10年後に、**モニタリング調査を実施**



樹林地の景観



一 凡 例

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣保護区及び特別保護地区について

区域	目的	制限	審議会	指定	箇所数
鳥獣保護区	鳥獣保護	狩猟禁止	新規指定・区域拡張する際は、審議会付議	都	3 9
				国 ※	8
特別保護地区	鳥獣保護・生息地の保護	狩猟・開発行為禁止	新規指定・区域拡張・期間延長する際は、審議会付議	都	8
				国 ※	6

※国際的・全国的な鳥獣保護のため鳥獣保護管理法に基づき国が指定
 ・小笠原諸島（世界自然遺産）、葛西沖三枚洲（ラムサール条約湿地）等

番号

特別保護地区

① 高尾

② 奥多摩湖

③ 御岳

④ 奥多摩

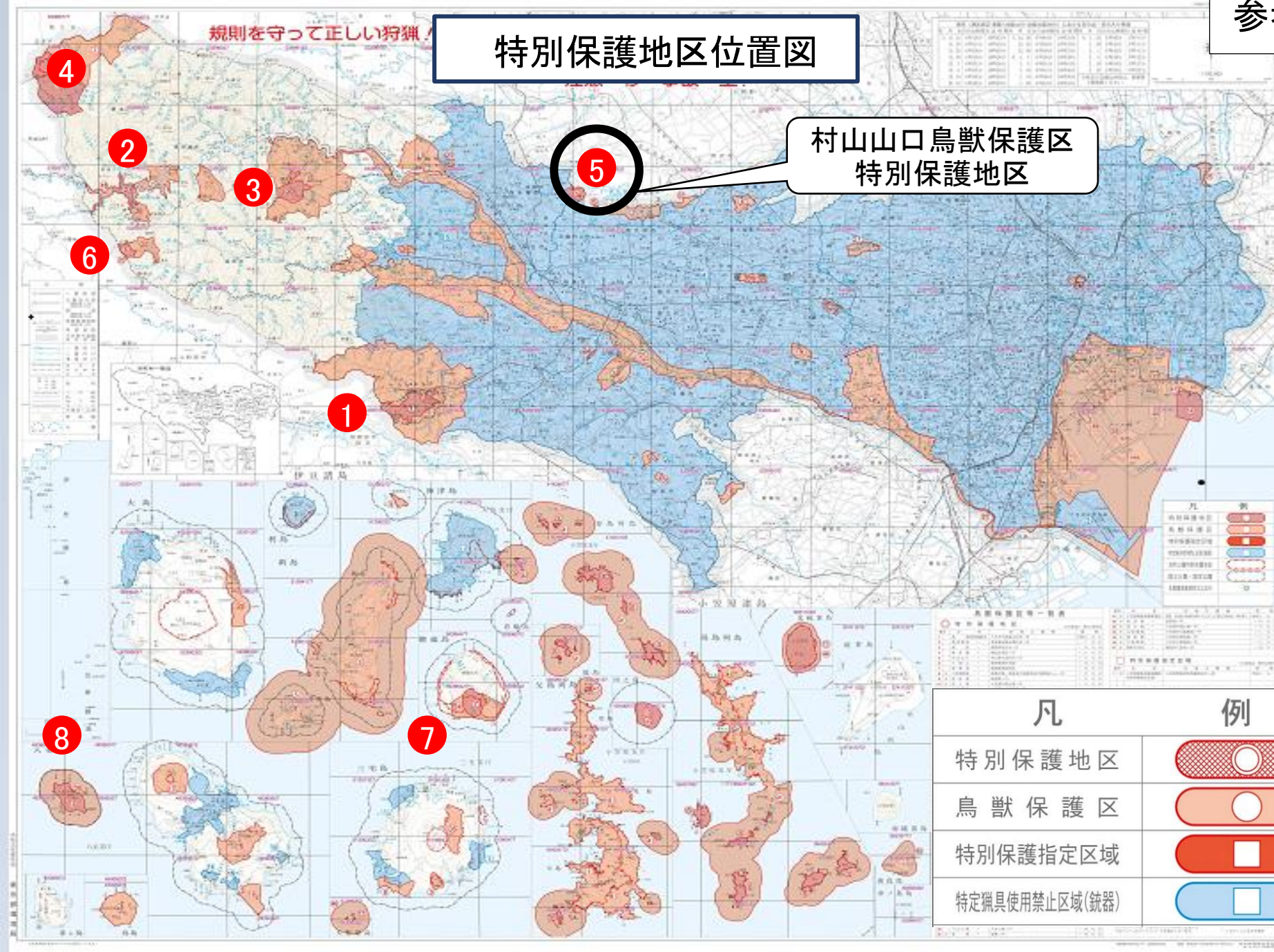
⑤ 村山山口

⑥ 三頭山

⑦ 御蔵島

⑧ 八丈小島

特別保護地区位置図

村山山口鳥獣保護区
特別保護地区

村山山口鳥獣保護区特別保護地区指定までの流れ

指定計画書（素案）作成



鳥獣部会（1回目：2/2）



意見照会

公告・縦覧（6/12～6/25）



鳥獣部会（2回目：7/7）



本審議会（9/1）



環境省へ届出



指定公示

地区概要や鳥獣生息状況をまとめ、指定計画書（素案）作成

指定計画書（素案）の検討

関係地方公共団体等※へ意見照会

※市、町、観光協会、猟友会、野鳥の会、水道局、農協

公告・縦覧（期間：14日間）

意見照会等を踏まえ、指定計画書（素案）検討

鳥獣部会での結果を報告

公示しようとする30日前までに、環境省へ届出書提出

東京都広報に掲載、公示